

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。最初に、東海第2原発の再稼働問題について質問します。

（1）使用前検査、事前了解権について伺います。

日本原電は、4月、規制委員会に使用前検査申請書を提出しております。そして、日本原電は再稼働に直結するものではないと説明しております。使用前検査は、4号検査で臨界状態に、5号検査で再稼働すると見られます。

新聞報道もされておりますが、5月14日の東海村議会の全員協議会の場で、日本原電は原子炉を起動させて5号検査を行う場合は、事前に、原発周辺6市村に了解を得ると、このように表明しております。

①点目として、使用前検査は、再稼働しない場合は、不要なはずですが、使用前検査の中止を求めることについて、市長に伺います。

次に、私は、これまで一般質問で、事前了解権が再稼働のための工事着工前の権利なのか、それとも工事や検査完了後の権利なのかということを経理に伺ってまいりました。市長は、原子力施設及びこれと密接な関連を有する施設を新設し、増設し、変更等する場合に、事前になされる説明を通じた事前協議のときに行使する権限だと答弁されております。

原子力安全協定第5条1項は、県と東海村の事前了解権行使の時期について、原発施設を変更しようとするときとして、工事前を特定しております。ところが、工事完了後の事前了解権の行使を予告しているわけです。

②点目として、新安全協定に基づく事前了解権の行使時期について、これも市長の見解を伺います。

（2）広域避難計画について伺います。

1点目、実効性のある計画の進捗状況についてですが、私は、広域避難計画について、地震、水害等の複合災害時の対応や、介護者、病人などの要支援者、移動手段のない方への対応などの問題点を指摘し、実効性のある広域避難計画は、これは不可能だと主張してまいりました。実効性のある計画の進捗状況を伺います。

次に、新型コロナウイルスなど、感染症の蔓延の下で、避難所、避難過程、避難バス車内ですが、3密状況が生じ、3密をどう避けるか、感染者をどう隔離するかなど、避難計画で新たな課題が生じております。

これまで県原子力安全対策課は、避難所スペースを1人2平方メートルと計算しておりますが、5月19日に示された県防災危機管理課の指針では、自然災害時の市町村避難所レイアウト例で、1人約5平方メートル必要とするとしております。

原発事故による広域避難計画で、コロナ対策を行おうとすれば、ますます計画自体が成り立ちません。

②点目として、感染症の蔓延の下で、避難所、避難過程で3密状況が生じることから、避難過程、避難所を抜本的に見直すことが必要です。現行の本市の広域避難計画を、私は一度白紙に戻す、そして、その後、見直しを行うということ、この件について伺います。

次に、避難退域時検査、スクリーニングですが、これについて、県が3月に発表した原子力災害時における避難退域時検査場所の決定についてによりますと、1台通過するのに16秒と、検査するのに16秒としております。内閣府避難時間推計ガイダンスでは、1台当たり3分としております。また、放射能汚染が確認された場合の対応などもあり、明らかに許容範囲を超える計画だと思っておりますけれども、3点目として、県の避難退域時検査、スクリーニングについての見解を伺います。

2番目に、新型コロナウイルス感染症の現状と対策について伺います。

5月25日新型コロナウイルス感染症対策の緊急事態宣言が全国で解除されました。しかし、感染は完全に収まっておらず、次の感染の波がいつ、どのように起きるのか、予断を許しません。第2波への備えを急ぐことも不可欠です。ここまでの教訓と対策を明らかにして、今後を生かすべきであり、これからが重要だと思っております。

第2波に備えて、PCR検査体制、医療体制を抜本的に強化すること、暮らしと営業は深く傷ついており、補償を一刻も早く届け継続させること。学校再開に向けた子どもたちの学び、健康、安全を保障する手厚い体制をしっかりとることなどが重要だと思っております。

そこで、5項目について伺います。

(1) 教育子育て分野について4点伺います。

2か月以上に及ぶ長期休校は、子どもたちに計り知れない影響を与えています。学びの遅れや学力格差の拡大、不安とストレスは大変深刻です。子ども一人ひとりを大切にする、手厚い教育が必要です。コロナ感染から子どもと教職員の健康と命をいかにして守っていくか、これも重要な課題です。

①として、臨時休校の長期化に伴う子どもの心のケアのための特別な体制を取ることについて伺います。

次に、本市の学校再開に向けて、今週6月1日から5日までを慣らし登校とし、来週8日から通常授業を実施するということになっております。

そこで、②点目に、学校再開に向けて感染予防策の徹底と3密の回避について伺います。

3点目、子どもの実態に基づいた教育課程（授業カリキュラム）づくりについて伺います。

子どもの実態は、前段で申し上げたとおりです。学習指導要領に、当面、軽視するというものではありませんが、固執せずに柔軟な教育が必要だと思っております。

4点目、就学援助の受給資格を、直近の収入状況、新型コロナによる減収で、対象とすることについての周知について伺います。

(2) 市民生活について、2点伺います。

国は、児童扶養手当の受給世帯に5万円を支給し、第2子以降は3万円を加算、児童扶養手当を受け取っていない、一人親世帯も含め、収入が大きく減少した場合は、5万円の支給を決めましたけれども、1回限りです。

そこで、①として、収入減となるひとり親家庭への市独自の生活支援について伺います。

市独自の生活支援として、現在支援している県外の学生への地域生産品等の送付を、ひとり親

家庭へも支援することや上下水道料金を半年間無料にすることなどを求めます。

次に、コロナ禍によって失業した、また賃金が減ってしまったなどによる家庭の困窮、不安やストレスから社会問題化しているDV、虐待、貧困、差別が増加していると言われておりますし、増加するだろうという条件があまりにもそろっております。

②点目として、本市におけるDV、虐待、貧困、差別の実態について伺います。

(3) 事業所関係について3点伺います。

国が、外出自粛要請と休業を一体で補償するという立場に立たないため、雇用でも、また中小の商店、企業の経営でも、また、文化、芸術などの分野でも、国民が大打撃を受けています。にもかかわらず、深刻な事態に見合った規模での対策が講じられておりません。第2次補正で、雇用調整助成金、持続化給付金の拡充、家賃支援給付金創設など、決まりましたが、雇用調整助成金や持続化給付金の支給が手続の問題も含め、大変遅れているのが現状です。

そこで、3点伺います。

①各制度の活用に丁寧な制度説明、告知と申請の援助について伺います。

2点目として、各制度の対象とならない事業者に対する市独自の支援の検討について伺います。

小規模事業者、自営業者の収入の低い人たちにとっては、今、国は、前年度比50%以上の事業者などを対象にして、給付制度なども行われておりますが、本当に収入の低い人は、前年比10%減、また20%減でも減収は大きな痛手となります。

高萩市や日立市で、市独自の支援策を実施しておりますけれども、例えば、高萩市の場合には、時間の関係上、内容についてお話ししませんが、高萩小規模企業者個人事業主応援補助金、単独事業で、市内に事業所を有する小規模企業者、個人事業主と、補助額が事業者当たり上限30万円というようなことで、独自に取り組まれておりますが、本市においても、このような施策をぜひ実現してほしいと思っておりますけれども、伺いたいと思っております。

3点目に、社会福祉施設である介護施設、障害者福祉施設がこの間どうであったのか。その実態と今後の支援について伺います。

(4) 地域防災計画についてですけれども、感染症対策として、避難所の3密が新たな課題となっております。

①、1点目として、3密対策として避難所運営の総点検、計画の見直しについてと通告しておりますけれども、午前中の藤田議員の質問で、答弁については、理解を致しましたので、①点目については、答弁は結構です。

(5) 国、県に対しての要望について伺います。

①第2波、第3波に備えた医療、検査体制の充実は、引き続き重要な課題だと思います。PCR検査実施数の飛躍的拡大を求めること、不安の解消と感染拡大の防止について伺います。

②引き続いて、個人給付実施を国に求めることについて伺います。

③中小事業者並びに自営業者の減収への給付の拡充を国に求めることについて伺いたいと思っております。

3番目に、介護保険制度について伺います。

厚生労働省は、昨年8月、2020年の通常国会での「介護保険法」改正に向けて、社会保障審議会、介護保険部会に、8項目の給付と負担の見直しを提示し、具体的検討をしてきました。その8項目は、現在、40歳以上からの2号被保険者の年齢引下げや、要介護1、2の生活援助等サービスの総合事業への移行などです。

負担増や給付減を伴う制度改正の多くは、当事者団体からの高齢者に深刻な影響を与えるという批判や見直しの撤回を求める世論の力で見送りとされました。しかし、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助等の見直し、これを総合事業へ移行すると言っておりますけれども。それから、利用料、2割負担、3割負担の対象拡大については、引き続き検討を行うことが適当と明記されたことは問題です。このような国の制度を背景に、2021年度から3年間の第8期介護保険事業計画策定作業が行われております。

(1)として、第8期介護保険事業計画策定について伺います。3点あります。

1点目として、過去3年間の認定者数について伺います。

直近の要支援1から要介護5までの介護度別の認定者数、またさらに、認定を受けていても、サービスを実際利用していない人がどの程度いるのか伺います。

2点目、介護保険料についてです。保険料の設定のため、ニーズ調査の実施、サービス給付実績等の分析、考察、計画に盛り込む内容の検討がされていくわけですけれども、そこで指摘させていただく点があります。今期、7期においてですが、保険給付費が毎年度1億4,000万円からの減額補正を行っております。各種サービスの給付実績の分析、考察をしっかりと行ってほしいこと。また、支払準備基金の積立金は5億円ほどにもなります。介護保険料については、保険給付費の精査、支払準備基金の活用で、第8期の保険料の負担軽減を求めます。介護保険料についての見解を伺います。

3点目は、要介護1、2の人の生活援助等サービスを介護保険の対象から外すことをやめるように、国に強く要望していただきたいと思っておりますけれども、この点についてお伺いを致します。

以上で1回目の質問を終わります。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第2原発の再稼働問題につきましての事前了解権、使用前検査についてのご質問にお答えを致します。

初めに、使用前検査につきましては、再稼働しない場合は不要なはず、使用前検査の中止を求めることについてのご質問でございますが、使用前の検査につきましては、原子力規制委員会によって審査が行われた新規制基準による工事計画の認可を受けた施設等の設置工事に当たり実施するものでありまして、安全性向上対策工事を進める上では、必要なものであると理解をしております。

なお、日本原電が使用前検査の実施を申請するに当たっては、原子力所在地域首長懇談会で説明を受けまして、構成する6市村から、使用前検査の実施は再稼働に直結しない旨を確約するように申入れを行いまして、日本原電側から書面によって、使用前検査の実施は再稼働には直結し

ない旨の回答を頂いているところであります。

次に、新安全協定に基づく事前了解権の行使時期についてのご質問でございますが、協定により、稼働及び延長運転をしようとするときは事前協議により、実質的に事前了解を得る仕組みとなっておりますが、現時点におきましては、日本原電側からの事前協議の申出はないことから、事前了解権の行使時期がいつということにつきましては、お答えをすることができません。

以上です。

○成井小太郎議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 総務部関連のご質問に順次お答えいたします。

初めに、東海第2原発の再稼働問題における広域避難計画について3点のご質問にお答えいたします。

1点目の実効性ある避難計画の進捗状況についてのご質問でございますが、現在、広域避難計画の実効性を高めるため、実施計画の策定を進めているところでございます。この実施計画の策定に係るこれまでの取り組みを申し上げますと、昨年3月に、地域住民の皆様にご参加いただきまして、広域避難訓練を実施いたしまして、避難の手順等について検証を進めるとともに、昨年10月には、市内3,000世帯を対象といたしました市民アンケートを実施いたしまして、広域避難行動における課題と市民の意向について把握を進めてきたところでございます。なお、この市民アンケートの結果につきましては、本年4月に公表をしたところでございます。

これらの訓練や市民アンケートによって得られた課題や傾向について分析を行いまして、継続して、国、県と協議を進めながら、実施計画に反映していくとともに、広域避難計画につきましては、必要に応じて随時改定を行いまして、計画の実効性を高めることに努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、感染症の蔓延の下で、避難所、避難過程で3密状況が生じる避難過程、避難所を抜本的に見直すことが必要。現行の広域避難計画を白紙にし、見直しを行うことについてのご質問でございますが、原子力災害時の広域避難行動におきましては、一時集合所や避難中継所、避難所のほか、バスでの移動時などにおいて、3密状態になるおそれがあることにつきましては、認識をしているところでございます。

特に、広域避難先での避難所につきましては、多くの方が一定期間生活することから、感染症予防対策に万全を期すことが必要でございまして、健康状況の確認や徹底した消毒作業、避難者同士の間隔の確保などの対策を講じることとしております。

具体的には、今後、国、県との協議の中で、どのような方針が示されるかによりまして、計画の見直しが必要になる場合も考えられますことから、この国、県との連携を図りながら、実施計画に反映させていくとともに、広域避難計画そのものについても必要に応じて見直しを行ってまいりたいと考えております。

最後に、3点目の県の避難退域時検査、スクリーニングについての見解についてのご質問にお答えいたします。

本年3月末に、茨城県より退域時検査場所が示されたところでございます。今回示された検査場所のうち、本市の市民の使用が想定されている検査場所として5か所ございます。常陸太田地区及び里美地区の方々の検査場所といたしまして、里美ふれあい館及び里美文化センター、金砂郷地区の久米郡戸地区の方々には、常陸大宮市にあります大宮運動公園、金郷、金砂地区の方々には、大子町の中央公民館、水府地区の方々には、大子町の袋田の滝第2駐車場が検査場所としてそれぞれ指定されたところでございます。

検査は、車両に乗ったまま行われまして、検査の所要時間は、県の試算によりますと、車両のみの検査では、議員ご発言のとおり1台16秒。車両の除染が必要な場合は、1台3分30秒。人の除染を行う必要がある場合は6分30秒かかると試算されてございます。

なお、対象の車両数が最も多く見込まれます里美ふれあい館の検査場所、最初は1か所だけでございましたが、当初の予定にはなかったサブの検査場所として、里美文化センターが追加されましたことにつきまして、混雑の緩和に寄与するものと考えてございます。

今後におきましては、市民アンケートの結果による市民の避難行動の傾向も示しながら、検査の実施主体である県と連携を図りながら、迅速かつ的確に検査が行われるよう協力してまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目の2、新型コロナウイルス感染症の現状と対策についての(5)国、県に対しての要望における②引き続いて個人給付実施を国に求めることについてのご質問にお答えいたします。

このたびの特別定額給付金事業につきましては、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、全国民に迅速かつ的確に支援を行うため、実施されているものでございます。国においては、追加支援といたしまして、売上げが急減している企業や個人事業主の家賃負担を軽減するための給付金、さらには、低所得のひとり親世帯の給付金などの支給などの追加の支援策を含む第2次補正予算案について、今後国会で審議されることとなっております。この動向をまずは注視してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 教育長。

[石川八千代教育長 登壇]

○石川八千代教育長 新型コロナウイルス感染症の現状と対策についての教育の分野についてのご質問にお答えいたします。

まず1つ目の質問である臨時休校の長期化に伴う子どもの心のケアについてお答えいたします。

臨時休校中、各小中学校では、電話や家庭訪問、児童生徒へのアンケートなどを通して心の状態を丁寧に把握し、一人ひとりへの支援に努めてまいりました。また、担任が児童生徒との対話やそのときの様子から、不安やストレスを感じ取ったときには、校内で情報を共有し、個々の状況に応じての対応策を検討したり、教師との教育相談やスクールカウンセラーなどとの相談を実施したりしてきたところでございます。

学校再開後におきましても、児童生徒一人ひとりに対し、教職員全員がチームとなり、丁寧な看取りと情報の共有化を基本とした体制で、子どもたちの心のケアに取り組むよう、教育委員会

としても各学校にお願いしたところでございます。

次に、2つ目のご質問、学校再開に向けた感染症予防の徹底と3密の回避についてのご質問にお答えいたします。

市教育委員会では、各小中学校に対し、学校生活全般で、手洗いやマスク着用などの基本的な感染症予防に加え、3つの密、いわゆる密閉、密集、密接を避けるために、可能な限り座席の距離を離し、定期的に換気や消毒を徹底し、万全の体制で学校が再開できるよう指導しております。

続きまして、3つ目のご質問、子どもの実態に基づいた教育課程、授業カリキュラムづくりについてお答えいたします。

本年度の教育課程につきましては、臨時休校に伴って不足した授業日数について、夏季休業期間を8月8日から8月16日までの9日間に短縮し、授業時数を補うことで年間の標準時数を確保するとともに、豊かな学びを大事にした学校行事等の精選もしながら、教育活動を今後実践してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 教育部長。

〔武藤範幸教育部長 登壇〕

○武藤範幸教育部長 新型コロナウイルス感染症対策の現状と対策についての教育分野についての中の4点目、就学援助の受給資格を直近の収入状況、新型コロナウイルスによる減収で対象とすることについての周知についてのご質問にお答えいたします。

就学援助の認定につきましては、通常は前年の所得を基準に、対象となる世帯の認定をしておりますが、家計が急変し、経済的に就学困難となった世帯におきましては、直近の収入状況を基準に、これまでも随時認定をしているところでございます。このたびの新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少も、本事業の対象となることから、改めて全保護者へ通知するとともに、ホームページ掲載等により、漏れなく周知を図ってまいります。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナウイルス感染症に関するご質問のうち、初めに、市民生活についてのご質問にお答えを致します。

まず、収入減となるひとり親家庭への市独自の生活支援でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、労働時間の減少による収入減、臨時休校による食費の負担増などは、仕事と子育てを1人で担うひとり親家庭にとりまして、厳しい状況にありますことから、国では、児童扶養手当を受給する世帯などに、1世帯5万円、第2子以降に3万円を加算して支給する臨時特別給付金について、令和2年度の第2次補正予算案に計上しているところでございます。

当市といたしましては、引き続き、ひとり親家庭を取り巻く状況の把握に努めますとともに、国の動向を見据えつつ、教育委員会所管の就学援助制度や社会福祉協議会が窓口となっております生活福祉資金貸付制度の特例貸付など、現行のひとり親家庭への支援制度の状況を見ながら、今後の支援の方向性を見極めてまいりたいと考えております。

次に、DV、虐待、貧困、差別の実態についてのご質問でございますが、先ほどの諏訪議員の

ご質問でもお答えしましたとおり、貧困に関する相談は9件ございましたが、虐待の相談は実績はなく、また、DVに関する相談も実績はございませんでした。DV、虐待の実態は、学校再開や乳幼児健診の実施など、行動の制限が徐々に緩和されてくることにより、相談や発見につながるものと考えており、早期発見、早期対応の体制が取れるよう関係機関との連携に努めてまいりたいと考えております。

また、貧困に関する相談につきましては、前年と比較しても増えておりますことから、今後も丁寧な相談に心がけて、適切に対応してまいりたいと考えております。

最後に、差別に関する実態でございますが、民生委員や人権擁護委員の活動も自粛しておりますことから、詳細な把握は難しい状況ではありますが、この間の新型コロナウイルス感染症に関連した偏見に基づく差別の報告はございません。差別につきましては、新型コロナウイルス感染症に対する漠然とした不安や誤った情報から、当事者への差別につながるものが憂慮されますことから、新型コロナウイルス感染症に関する正しい情報を知っていただき、誤解や偏見を生まないようにすることが重要でございますので、個々の相談への対応はもちろんのこと、市民の皆様へ正確な情報を発信し、冷静な対応をしていただくよう努めてまいりたいと考えております。

続きまして、事業所関係のご質問のうち、介護施設、障害者福祉施設の実態と支援についてのご質問にお答えを致します。

議員ご質問の、デイサービスなど通所してサービスを受けることができる高齢者介護施設が市内に28事業所、障害者福祉施設が10事業所ございますが、これら施設におきましては、現在、職員及び利用者の検温、マスク着用の徹底、手指の消毒、施設内の消毒や換気、3密を回避するなどの感染対策を徹底しながら運営されております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で、不要不急の外出を避けるため、利用者が自主的に通所を避ける傾向も見られましたが、現在閉所している事業所はない状況でございます。

さらに、市からの事業所への支援等につきましては、国から示されました新型コロナウイルス感染対策マニュアルに基づく感染予防の徹底や対応など、環境の整備、職員、利用者の体調管理を徹底しながら、それぞれの状況に応じた適切なサービスを提供するよう指導をしてきたところでございます。

加えて、マスクや消毒液などの備蓄状況に関する実態調査をしまして、不足している施設にマスクや微酸性電解水を必要に応じ配布するなど、物資面の支援を行ってきたところでございます。

続きまして、国、県に対しての要望についてのご質問のうち、PCR検査実施数の飛躍的拡大を求めることについてのご質問にお答えを致します。

まず、PCR検査の状況でございますが、新型コロナウイルス感染症が県内で発生した3月の初期段階におきましては、県内のPCR検査実施数は、1日当たり30件程度の許容量でありましたが、5月末現在、PCR検査実施数は、1日当たり300件程度の許容量であり、また、昨今の県内の1日当たりの検査実施数は約30件、当市を管轄するひたちなか保健所管内での1日当たりの検査実施数は1、2件程度の実施であり、充足されている状況でございます。

PCR検査実施に当たっての県への要望でございますが、去る4月21日に、県、県市長会、



県町村会の構成員で開催されました新型コロナウイルス対策に係る意見交換会におきまして、当市では、PCR検査の迅速な実施についての要望をいたしましたところ、県からは、PCR検査が必要な全ての方の実施ができるよう検査の拡大を進めていきたいとの説明がございました。

また、6月1日の県知事の記者会見では、地域外来検査センターの設置、PCR検査機器の購入補助などにより、1日当たりの検査数を現在の300件から600件まで倍増していく旨の発表があったところでございます。

国に対しての要望につきましては、6月4日に、県市長会を含む4団体から、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関等への支援に関する要望書において、PCR検査の実施体制強化のための十分な支援策を講じるよう要望することとなっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、市民の感染防止、不安の解消のため、引き続きPCR検査の実施について、国や県に要望してまいります。

続きまして、第8期介護保険事業計画策定についての3点のご質問にお答えを致します。

まず、過去3年間の認定者数でございますが、要支援1から要介護5まで、介護認定を受けた方の合計が、毎年4月1日現在の実績となりますが、平成30年が3,419人、令和元年が3,447人、令和2年が3,542人と年々増加している状況でございます。

直近、令和2年の認定者数3,542人の内訳でございますが、要支援1が349人、要支援2が255人、要介護1が1,084人、要介護2が586人、要介護3が445人、要介護4が416人、要介護5が407人でございます。また、認定を受けた方でサービスを利用していない方の人数は641人でございます。

次に、介護保険料についてでございますが、今年度は、3年を1期とする介護保険事業計画の最終年となりますことから、策定委員会を設置し、第8期計画の策定に着手したところであり、次年度から令和5年度までの3年間の介護保険料を決める作業を進めてまいります。急速な高齢化の進行により、ご負担を頂く保険料の上昇は介護保険制度を維持していくためには、避け難い状況にあるものと考えておりますが、保険料の大幅な引上げは、高齢者の方々の生活に大きな影響を及ぼしかねないことから、保険料の軽減措置や支払準備基金の活用を図るとともに、健康寿命を延伸するための介護予防事業を積極的に推進するなど、介護保険料の急激な上昇を抑制していく必要があるものと考えております。

3点目の要介護1、2の人の生活援助サービスを介護保険の対象から外すことはやめるよう国に要望することについてでございますが、要介護1、2の高齢者に対する生活支援サービスである訪問介護と通所介護を市町村の総合事業へ移行する案について、厚生労働省では、令和3年度の介護保険制度の改正では実施しない方針と決めておりますので、議員ご質問の国に対する要望につきましては、今後の国や県、他市町村の動向などを注視しながら検討してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

○小瀧孝男商工観光部長 新型コロナウイルス感染症の現状と対策についてのご質問において、

商工観光部関係，3点のご質問にお答えいたします。

初めに，（3）事業所関係についての，①各制度の活用に丁寧な制度説明（告知）と申請の援助についてのご質問にお答えいたします。

市では，新型コロナウイルスの影響を受ける事業主への支援策として，国，県，市のそれぞれの支援策が把握できるよう市ホームページに掲載しております。また，市商工会では，会員1,200社に各種支援制度を紹介した資料を送付し，周知に努めております。

さらに，窓口対応としまして，本庁の商工振興企業誘致課内に，本年3月17日より事業者向け相談窓口を開設しまして，国，県等の支援金等の案内や各種融資の紹介など，事業所に沿った対応に取り組んでおります。

また，国の持続化給付金申請が電子申請となっておりますことから，パソコン等の操作に不慣れな事業者に対し，電子申請ができるよう市商工会と連携しまして，丁寧な対応を図っているところでございます。

続きまして，2点目の②各制度の対象とならない事業者に対する市独自の支援の検討についてのご質問にお答えいたします。

市独自の支援策としましては，本日の藤田議員へのご答弁でも申し上げましたが，プレミアム付商品券事業による消費喚起策に加え，新たにキャッシュレス決済に対するポイント付与事業を実施し，さらなる消費喚起を図ってまいりたいと考えております。

また，商工会と連携した，市内飲食店への独自支援を行っておりますが，このたびの国の2次補正により，支援策の拡充とともに，追加の支援策が講じられますことから，市の追加支援につきましては，商工会等の関係機関と連携を図りながら，市内事業者への有効な支援策について研究してまいりたいと考えております。

続きまして，3点目の（5）国，県に対しての要望についての③中小事業者並びに自営業者の減収への給付の拡充を国に求めることについてのご質問にお答えいたします。

ただいま，前段でご答弁申し上げましたとおり，このたびの国の2次補正により，支援策の拡充とともに，追加の支援策が講じられます。また，今回の新型コロナウイルス対策としまして，国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が用意され，中小事業者への支援に対しても活用可能となっております。今後，コロナウイルスの第2波，第3波の発生も懸念されておりますため，引き続き，今後の国，県の動向を注視してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 2回目の質問を行います。

まず，最初に挙げました東海第2原発の再稼働についてです。先ほど市長から答弁もありましたけれども，6市村の首長懇談会の中で，日本原電に対しての申入れ，私も読ませていただきまして，日本原電からの回答も読んでおりますけれども，この中で，例えば，5号検査についてですけれども，再稼働に直結しないと，これはよく原電が言っていることですが，私はこの再稼働に直結しないと，これは，やはり原電が再稼働はするんだと，再稼働目指す方針を，これ

を下げない限り、直結しないとは言いながら、これは再稼働するということであると、このように思うわけですが、市長はこの点についてはどのようにお考えになりますか。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 私はそういうふうには取っておりませんで、再稼働に関しましては、その後も答弁申し上げましたように、事前協議がきちっと成立しなければ、それで了解が得られなければ再稼働はしないわけですから、そのことを事前協議の申出がない、現時点で、なし崩しに再稼働にもってくるんじゃないかというようなことに歯止めをかけるために、使用前の検査が再稼働に直結しないということを文書で回答を確約をさせたということです。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 私は、原電は、これまで、5号検査について、自治体の事前了解が必要かどうかということについては、ずっと曖昧にしてきたわけです。5月21日の原電の社長が、会見で、5号検査時で原子炉試運転する場合は、周辺6市村の事前了解を得てから実施すると、このような考えは示しておりますけれども、そうしますと、引き続き市長にお伺いしたいと思っておりますけれども、遅くとも、それでは、5号検査前に自治体の判断が求められると思っておりますけれども、私は、そういうことを待たずに、市民の命と暮らし、そして財産を守ると、そういう意味では、1日も早く再稼働に、市長自らが反対表明をしていただきたいと、このことは、市民も望んでいることだと思いますけれども、この点について伺います。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 地域の6市村の首長と原電が交わしている紳士協定に基づいて判断をしていくべきだというふうに思っております。市民とか、いろんな方が再稼働には反対だと言ってるんだから、おまえ早く宣言しろということは、私に対しては無理があると考えております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 再稼働の可否について、団体が県民投票の署名を集めまして、大体、倍近くの9万からの署名、これは、再稼働を必ずしも反対する人ばかりではなくて、県のほうで、こういう県民投票の実施を求めるという署名ですけれども、やはり関心の高さを示していると思います。

もう1点だけ伺いたいと思っておりますけれども、プールにある核燃料を、やはり全て、1日も早く、乾式キャスクに移して、やはり苛酷事故のリスクをなくすと、提言するということが非常に重要だと思っております。広域避難計画については、私は、関係する市町村、作りなさいと言われていた市町村のうち、常陸太田、常陸大宮市、笠間市、そして鉾田市が今度できたとかと言ってましたけれども、やはり太田の場合も、できたとはいえ、この基本計画であると思うんです。それで、今一つ一つ実効性を高めるためと言われておりますけれども、やはり、複合災害、こうしたことも含めて、私は、実効性のある広域避難計画は本当に無理だと、国や県が、それぞれの市町村の担当職員を私はいじめていると、このようにも思いますけれども、できないことをやれと言っているわけですから、私は大きな問題があると思うんです。

先ほども伺いましたけれども、広域避難計画について、太田はできていると、事あるごとに新

聞では。太田、大宮、笠間市できてますよ。でも、内容としては、まだまだ、これは乏しいものでありますので、やはり、一旦白紙にすると、この決断が必要だと思うんですけども、市長はこの点についてはどのように思いますか。

○成井小太郎議長 市長。

○大久保太一市長 基本的な計画は、今、議員ご発言のとおりできておりますけども、実行計画について、再三これまでもお話ししておりますように、実行計画については、いろんな避難訓練等も行い、あるいはアンケート調査等の答えも見ながら、実効性のあるものができるのかどうか、そこに向けて努力をする義務は我々に課せられておりますので、その点に向かって事務を進めていきたいと、そういうふうに思っております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） 2項目めですけども、新型コロナウイルスの感染症の現状と対策についてということで、教育分野について、二、三お聞きしたいと思うんですけども。

先ほどの3密の回避ということでご答弁いただきましたけれども、やはり、席を少し離すというようなこともありましたけれども、物理的に、常陸太田市内の小学校、中学校を見ても、例えば、太田小学校、機初小、佐竹小、久米小、これらの4校については、特に、見ますと、低学年の中でも、機初小などは、もう、1年生が38人いると。3年生が39人と、これでは、やはり、席を離すと言いましても、これは無理なことで、しかも低学年なんですよ。

私はこのように、こう思うんですけども、確かに先生方は窓を開けたり、いろいろと子どもたちの感染防止のために、ご苦勞いただいているわけですけども、例えば、この常陸太田市の本庁舎見ましても、市民の来庁する場合に、3密回避と、そして、飛沫を防止するためのビニールのシートがまだ下がっていると。やはり、大人社会で、このようなこと、庁舎でもやっているのに、子どもたちが暮らす学校でいいのかと思うんですけども。

前に、教育長とお話ししたときも、大きい、クラス数の多いところは、分散授業なども考えていると、早い時期にこういうお話も伺いましたけれども、こういうことはできないのかどうか。やはり、当然、空き教室などがなければ、できないわけですし、授業も先生がいなくてできないわけですけども、今回、2次補正で、国がこうした授業の遅れを取り戻すというようなことで320億円、補正予算を措置して、3,200人の教職員を採用すると。これは、教職員のサポートとか、教師とかの予算になるわけですけども、こういうようなことを行っても、実際、それぞれの学校を見たときに、全くこれらは、焼け石に水。このような予算になっておりますけれども、この3密を回避すると、1クラスの40人近い、また、低学年、特にこういう状況の中にある場合には、どのような対応をしていくのかと。私は、きちっと分散授業というようなことを考えていかなければならないんじゃないかと思っておりますけれども、この点について伺います。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 ただいまの2回目の質問にお答えいたします。

本市において、30人以上の学級が、小学校では4校の9学級、中学校では、同じく4校の15学級あります。先ほど議員発言された中に、機初小学校の低学年1年生が37。38名ですか。

それが1クラスというようにお話がございましたが、低学年においては35人学級で現在進めておりますので、機初小学校では、1年生においては、19名の、20人以下の学級となっております。実際に、ただ、30人以上の学級があるのは確かでございます。そんな中で、それぞれの学校の中で、オープンスペースや空き教室のある学校は教科において、それらを活用したり、先ほど議員ご発言の中にごございましたが、学級を二分したりするなどして、3密を避ける工夫をして取り組んでおるところでございます。ただ、施設の制約からそれがやはり難しい学校においては、現在、国や県から示されている、可能な限り、座席の距離を離し、換気を十分に行うことやマスクを着用するなどして、3密を避けるようにするという、新しい生活様式を踏まえた学校の行動基準に従って、児童生徒の感染拡大のリスクを低減させる努力をしているところでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) はい、分かりました。そうしますと、今、教育長からご答弁いただいた、1クラス30人以上というところで、小中合わせて24クラスあるということですがけれども、これは、それでは、そのままのクラスとして、現状のまま授業を行い、そして、3密回避につなげていくということなんですか。

○成井小太郎議長 教育長。

○石川八千代教育長 全部の学級、9学級、15学級と申しましたが、先ほど申しましたように、オープンスペースのある、例えば、峰山中学校、金砂郷中学校などにおきましては、それらを効果的に活用し、また、久米小などにおいては、空き教室において、算数の時間に、教室を二分して授業を行うというような話を聞いておるところでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) それは確かなことですね。はい。学校のそういう創意工夫でね、最大限頑張ってくださいと思いますけれども。

もう1点、時間少しだけありますので。夏休みの9日間は休みにすると、夏休み。で、あとは三十数日は、夏休みも通常どおり登校していくということですがけれども。

○成井小太郎議長 終了1分前です。

○18番(宇野隆子議員) これについては、大変夏休みが短いというようなことで、その夏休みの授業については、本当にしっかりと子どもたちのために工夫していただきたいと思います。

そこで、今、こういう3密対策、まだまだ第2波、第3波が懸念されているところで、本当に、個人も、また、商店、企業も大変な思いで今生き抜いていると。そういう中で、やっぱり力になるのは、私は行政だと思うんですね。お互いにそういうことで、乗り切っていかなければなりませんけれども、さらなる行政の支援、お願いしたいと、このことをお願いして、一般質問を終わります。